

# 朝日中学校いじめ防止基本方針

**【学校教育目標】** 自分の生き方を求め、今を大切に作る朝日中生徒の育成を図る。

## 【家庭との連携】

- (1) 子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。
- (2) 子どものがんばりを認めて褒めること、いけない時には毅然とした態度で叱る。
- (3) 親としての子育てへ積極的参加を啓発する。
- (4) ネットモラル等の啓発と協力をお願いする。

## 【地域との連携】

- (1) 子どもたちへの積極的な声かけを依頼する。
- (2) 近所で困っている子どもへの積極的な声かけと学校や保護者への連絡を行う。

## 【いじめ防止等に向けた基本方針】

- (1) 教育活動全体を通じて、だれもが、安心して生活できる学校づくりをめざす。
- (2) 生徒が主体となって「いじめのない学校」をめざすことができるよう支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長の指導のもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一入りの状況の把握に努める。

## 【いじめ・不登校対策委員会】

- (1) 設置の目的  
本委員会は、学校におけるいじめ・不登校の未然防止と解決に関する措置を効果的に行うため、組織的な対応を行う。
- (2) 組織構成  
校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、各学年生徒指導係、養護教諭、SSW、その他（必要に応じ、外部専門家等）

## 【教育委員会・関係機関等との連携】

- (1) いじめにより生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどした場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、奄美警察署と連携し、対処する。また生徒の生命身体・財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに奄美警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 【教育活動の重点】

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ① 生徒主体の集会活動を通じて「いじめゼロ」に向けた啓発活動を行う。
  - ② 年3回の教育相談を実施し、いじめにつながる兆候を見逃さないようにする。
  - ③ 学期ごとにアンケート調査を実施し、いじめの未然防止・早期発見に努める。
  - ④ 体験活動と道徳の時間を関連づけた指導を図る。
  - ⑤ 年間指導計画に基づき全校体制で人権教育・同和教育の着実な推進・実施する。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
  - ① 一人一人が活躍できる学習活動
    - ・ 学校行事や生徒会活動等での異学年交流の充実
    - ・ 生徒の自発的な活動を支える係活動の充実
    - ・ 生徒が主体的に取り組める学習方法の工夫
  - ② 喜びを味わう体験活動
    - ・ 地域行事（市民清掃・豊年祭（相撲）・八月踊り等）への積極的な参加を通して、人や自然、社会との関わりを豊かにする。

## 【いじめの防止】

人権尊重の精神に基づく教育活動の展開とともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るため、SC・SSW等を効果的に活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。

## 【いじめの早期発見】

- 学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。
- (1) 生徒の声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活記録、教育相談等）
  - (2) 生徒の行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール、日常生活や休憩時間等）
  - (3) 保護者と情報を共有する。（電話等での定期連絡や家庭訪問、保護者会、学級通信等）

## 【いじめに対する措置】

- 詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消をめざす。
- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
  - (2) いじめ問題を担任が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する
  - (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
  - (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
  - (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
  - (6) 指導が一過性のもとならないよう、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

## 【いじめ問題に取り組むための校内組織】

- (1) 「生徒指導情報交換会」  
各学期のはじめに設定し、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び共通実践について話し合う。
- (2) 「いじめ対策委員会」  
いじめ防止に関する措置を効果的に行うため、管理職、生徒指導係、教育相談係、養護教諭、当該学級担任、SC、SSW等による「いじめ対策委員会」を設置する。
- (3) 「生徒指導部会」  
週1回、管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭により、生徒の情報交換を行うための生徒指導体制を構築する。
- (4) 「学年部会」  
週1回、学年部職員で学級や教科での生徒の様子を報告し、支援の仕方を検討する。
- (5) 「部活動顧問会」  
学期1回または各部の顧問の求めに応じ開催し、生徒への適切な指導・助言の方法について検討する。

## 【年間計画】

月	月 目 標	生 活 指 導	教育相談・生徒会活動・特別活動・学校行事等
4	あいさつの徹底	いじめについて考える週間	市民清掃(通年)・家庭訪問
5	服装・身なりを正す	生活実態調査	生徒総会・PTA総会
6	思いやりの心を育てる	あいさつ運動	地区中学総体・朝日地区青少年育成連絡協議会
7	清掃を徹底する	地区生徒会・合同愛護補導	修学旅行・集団宿泊学習・福祉体験学習三者面談(全学年)
8	誘惑に負けぬ強い意志を持つ	合同愛護補導	地域行事への積極的参加
9	規則正しい生活に努める	いじめについて考える週間・あいさつ運動	体育大会・豊年祭
10	授業に集中する	生活実態調査	学習発表会
11	清掃を徹底する	合同愛護補導	教育相談・三者面談
12	生活のけじめをつける	合同愛護補導・地区生徒会・あいさつ運動	ロードレース大会
1	礼儀正しくする	あいさつ運動	地域に学ぶ会(郷土教育)
2	基本的生活習慣を身につける	入学説明会・合同愛護補導	職場体験学習・教育相談・学級PTA(3年)
3	一年間のまとめをする	あいさつ運動・卒業式前後の生徒指導	学級PTA(1・2年)・卒業式・修了式